

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目17番5号
シオノギ渋谷ビル8F

株式会社ガイアックス

取締役兼代表執行役

上 田 祐 司

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年3月27日（木曜日）午後6時までにご到着するようご返送下さいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時：平成20年3月28日（金曜日）午前10時

2. 場 所：東京都港区南青山四丁目17番58号
ホテルフロラシオン青山 2F「芙蓉東」

3. 目的事項：

- 報告事項
1. 第10期（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 当社取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員に対しストックオプションとして新株予約権（1）を付与する件

第2号議案 当社取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員に対しストックオプションとして新株予約権（2）を付与する件

第3号議案 資本金の額および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

第4号議案 取締役7名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

本株主総会招集通知に掲載しております添付書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.gaiax.co.jp>）においてお知らせさせていただきます。

(第10回定時株主総会招集ご通知添付書類)

## 事業報告

(自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)

### ・企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

##### (1) 事業の状況

当社グループを取り巻くインターネットビジネス市場は、インターネット利用の浸透状況においては幾分飽和状態にあるものの、利用人口においては順調に増加傾向にあり、依然として成長が見込め、社会経済全般にも大きな影響を与える市場であると思われます。財団法人インターネット協会監修「インターネット白書 2007」によると、インターネットの利用者数は7,361万人、対人口比にして66.1%に達しています。利用機器・利用場所別のインターネット利用人口については、「自宅機器からの利用者」と「携帯電話・PHSのみの利用者」が1,399万人で、前年度より約490万人も増加いたしました。

このような環境のもと、当社グループは中心領域にソリューション事業を据え、低価格でスピーディーに提供できるパッケージ商品を様々な利用ニーズに適した形で企画・開発し、ランニング収益の拡大に取り組んで参りました。

内定者フォローSNS「フレッシューズ」は、ブログやSNS等に代表される消費者発信型メディア(CGM)がもはや市民権を確立していることもあり、インターンシップ参加者向けにも需要が見込める「フレッシューズ for インターン」を開発、販売を開始いたしました。近年広がりつつあるインターネット利用者の低年齢化にも対応した、学校裏サイト・ネットいじめ対策コンサルティングサービス「スクールガーディアン」は、社会問題化していることに着目することで、他社との差別化を図っております。モバイル向けゲームコンテンツフラッシュゲーム、法人向け占いコンテンツなどにおいても、当然、拡販を推し進めております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は2,742,334千円、営業利益は181,506千円、経常利益は138,960千円を計上いたしました。また当期純利益につきましては、16,715千円となりました。(前連結会計年度は決算期変更に伴い7ヶ月決算となっておりますので、対前期比増減は記載しておりません。)

今後は、多彩な利用ニーズに合わせた独自性に富むパッケージ商品を拡充、提供することで、顧客数の拡大と顧客単価の増加を図るとともに、ランニング収入を一層安定的なものとし、更なる売上高及び利益の増幅に取り組んで参ります。

## (2) 事業別概況

### (コミュニティ事業)

コミュニティ事業は、株式会社アイディユー、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、大塚製薬株式会社、株式会社ぐるなび等からの受託開発案件により、引き続き堅調に推移いたしました。併せて学校裏サイト・ネットいじめ対策コンサルティングサービス「スクールガーディアン」のサービス開始により、教育機関など新たな顧客層の獲得も行って参りました。既存サービスでは、内定者フォローSNS「フレッシャーズ」に e-ラーニングを標準装備したり、インターンシップ参加者向けにカスタマイズしたものを販売したりと、機能拡充を図って参りました。また、ブログ・SNS・掲示板監視や、フラッシュゲームのパッケージ販売にも引き続き尽力しております。その結果、売上高は 1,438,594 千円、営業損益は 264,218 千円の利益となりました。

### (受託開発事業)

今期は、コストマネジメントの強化と技術及び専門性強化による付加価値の向上により、売上重視の体制から利益重視の体制へのシフトを進めた結果、売上高は 1,292,635千円となりました。同時に、新規商材の買い付け及び営業体制の拡大により、営業損益は34,924千円の利益となりました。

次期については、今期注力して参りました施策を継続的に実施し、当社グループの付加価値を高めることで、利益率の向上と更なる顧客満足度の追求に努めて参ります。

### (オンラインゲーム事業)

平成 19 年 3 月 1 日に会社分割し新設会社である株式会社 UTD エンターテインメントへ承継後、同新設会社の発行済み株式の全株式を株式会社インデックス・ホールディングスへ売却いたしました。売却日までの売上高は 45,014 千円、営業損益は 24,718 千円の損失となっております。

### (その他事業)

その他事業は、コミュニティサイト以外のサイト運営やホスティングサービス等のランニング収入が安定的に推移した結果、売上高94,156千円、営業損益は44,943千円の利益となりました。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は総額で36,038千円であり、その主なものはパソコン及びサーバーの購入21,605千円、ソフトウェアの購入7,363千円であります。

### 3. 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

### 4. 事業譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、平成19年1月22日開催の取締役会の決議に基づき、平成19年3月1日付で、当社のオンラインゲーム事業を分社型新設分割方式により会社分割し、新設会社である株式会社UTDエンターテインメントへ承継するとともに同日付で同新設会社の全株式を株式会社インデックス・ホールディングスへ譲渡いたしました。

### 5. 対処すべき課題

今後事業を展開するにあたり、当社グループが対処すべき課題として認識している点は以下の通りであります。

#### (1)パッケージ商品の拡大と品質の向上

当社は、主力事業であるコミュニティ事業に軸足を置き、低価格で導入しやすいというメリットがあるパッケージ商品を開発、拡販することで、ランニング収益を拡大し収益性の向上に取り組んでおります。今後は内定者フォローSNS「フレッシュャーズ」、学校裏サイト・ネットいじめ対策コンサルティングサービス「スクールガーディアン」、ユーザーサポートなど、専門性のある商材に特化し、さらに獲得した顧客基盤に対しても、サービス内容や機能を絶えず進化させ高質なものにしていくことで、競争力があり、当社にしかない唯一無二のサービスを確立して参ります。

#### (2)営業力の強化

パッケージ商品の拡販を達成していくためには、人的資源のみに依存した販売手法ではなく、いわゆるブル型営業と呼ばれるものへの移行が不可欠だと認識しております。そのため、活発な広報活動や充実した商品紹介サイトの構築などに重点を置き、より商品を軸とした展開を実施、加えて、販売代理店網の強化、パートナー企業との提携により、営業活動の効率化も図って参ります。また、まずは商品の新規導入社数を増やし、その後、既存顧客に対して他サービスを増やしていく販売アプローチ(クロスセル)を進め、中長期計画であるランニング収益の拡大に繋げて参ります。

#### (3)優秀な人材の育成と確保

当社が中長期計画を達成するためには、営業や開発のみならずあらゆる部門において、優秀な人材の確保が重要な課題であると認識しております。そのため当社では、新卒及び中途採用の両面から積極的に優秀な人材の確保を進めてお

ります。現有の人材に対しては、全社的、また部署ごとに社内研修や他社との合同勉強会を実施するなど、社員一人ひとりの能力向上に努めております。そして、今後も人的基盤拡充のため、人材開発とその定着を積極的に継続するとともに、社内教育体制のさらなる整備により、人材育成の面でも充実を進めて参ります。

## 6. 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

| 区 分 \ 期 別                     | 第7期       | 第8期       | 第9期<br>(7ヶ月決算) | 第10期      |
|-------------------------------|-----------|-----------|----------------|-----------|
| 売 上 高(千円)                     | 1,394,638 | 1,838,472 | 1,731,124      | 2,742,334 |
| 営業利益又は営業損失( )(千円)             | 144,811   | 275,512   | 87,069         | 181,506   |
| 経常利益又は経常損失( )(千円)             | 143,849   | 307,553   | 119,245        | 138,960   |
| 当期純利益又は当期純損失( )(千円)           | 117,441   | 860,426   | 120,438        | 16,715    |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失( ) | 10,585.22 | 64,784.91 | 8,681.51       | 1,204.43  |
| 総 資 産(千円)                     | 973,841   | 2,132,921 | 2,031,921      | 1,471,131 |
| 純 資 産(千円)                     | 691,955   | 603,700   | 491,392        | 506,969   |

## 7. 重要な子会社の状況

| 会 社 名         | 資 本 金    | 議決権比率(%) | 主 要 な 事 業 |
|---------------|----------|----------|-----------|
| 株 式 会 社 電 縁   | 35,000千円 | 100.00   | システム開発    |
| トゥギャザー株式会社    | 25,000千円 | 100.00   | 情報提供サービス業 |
| 株式会社GT-Agency | 10,000千円 | 100.00   | 占いコンテンツ制作 |

(注)当社の子会社であったGaiaX Korea Co.,Ltd.は、平成19年6月において清算結了したため、連結の対象から外れております。

## 8. 主要な事業内容

当社は、ブロードバンド時代を見据えた革新的なコミュニティを提供することを主な事業としており、主要な品目は次のとおりであります。

| 区 分      | 主 要 品 目                                   |
|----------|-------------------------------------------|
| コミュニティ事業 | ブログ、SNS、ピングゲーム、ホームページサービス、<br>広告等、掲示板監視業務 |
| 受託開発事業   | システム開発、WEB開発                              |
| その他事業    | サーバ管理、回線貸与等                               |

## 9. 主要な営業所

| 名 称        | 所 在 地      |
|------------|------------|
| 株式会社ガイアックス | 東京都渋谷区(本社) |
| 株式会社電縁     | 東京都渋谷区(本社) |

## 10. 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|---------|-------------|
| 102名    | 13名増加       |

(注)上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員(契約社員・アルバイト・派遣社員・業務委託・インターン)は含んでおりません。

## 11. 主要な借入先

| 借 入 先         | 借 入 金 残 高 |
|---------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行     | 52,400千円  |
| 株式会社三井住友銀行    | 11,136千円  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 39,500千円  |
| さわやか信用金庫      | 50,565千円  |

| 引 受 先         | 社 債 残 高   |
|---------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行    | 165,000千円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 254,500千円 |

## ・会社の現況

### 1．会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 52,836株  
 (2) 発行済株式総数 13,878株  
 (3) 株主数 1,734名  
 (4) 発行済株式(自己株式を除く)の総数の10分の1以上の株式を保有する株主

| 大株主名 | 当社への出資状況 |        |
|------|----------|--------|
|      | 持株数      | 議決権比率  |
| 上田祐司 | 1,823株   | 13.14% |

### 2．新株予約権の保有または交付状況

#### (1) 新株予約権に関する事項

- ・新株予約権の数  
1,564個(新株予約権1個につき1株)
- ・目的となる株式の種類および数  
普通株式1,564株
- ・取締役および執行役が保有する新株予約権

| 区分                   | 新株予約権の数 | 保有する者の人数 |
|----------------------|---------|----------|
| 取締役(社外取締役を除き、執行役を含む) | 520個    | 6名       |
| 社外取締役                | 70個     | 5名       |
| 計                    | 590個    | 11名      |

#### (2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権等に関する事項

| 区分          | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 行使期間                      | 行使価額              | 交付した者の人数 |
|-------------|---------|---------------------|---------------------------|-------------------|----------|
| 従業員         | 210個    | 普通株式210個            | 自平成21年7月1日<br>至平成23年6月30日 | 1株につき<br>300,000円 | 37名      |
| 子会社の取締役・従業員 | 20個     | 普通株式 20個            | 自平成21年7月1日<br>至平成23年6月30日 | 1株につき<br>300,000円 | 3名       |
| 計           | 230個    | 普通株式230個            |                           |                   | 40名      |

## ・取締役および執行役に関する事項

### 1. 取締役および執行役の状況

| 地 位            | 氏 名       | 担 当                        | 他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実     |
|----------------|-----------|----------------------------|---------------------------------------|
| 取締役兼代表執行役社長CEO | 上 田 祐 司   |                            | 重要な事実はございません                          |
| 取締役兼代表執行役副社長CO | 中 島 裕     |                            | 重要な事実はございません                          |
| 取 締 役          | 小 方 麻 貴   | 指 報 名 委 員 会<br>指 報 名 委 員 会 | 重要な事実はございません                          |
| 社 外 取 締 役      | 速 水 浩 二   | 指 報 名 委 員 会                | SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社 代表取締役社長 |
| 社 外 取 締 役      | 藤 田 隆 久   | 監 査 委 員 会                  | エキスパート・リンク株式会社 代表取締役                  |
| 社 外 取 締 役      | 大 野 長 八   | 監 査 委 員 会                  | 株式会社エフアンドエム 監査役                       |
| 社 外 取 締 役      | 宮 城 治 男   | 指 報 名 委 員 会                | NPO法人ETIC 代表                          |
| 社 外 取 締 役      | 白 井 敏 夫   | 監 査 委 員 会                  | 株式会社シスウェブ 監査役                         |
| 執 行 役 C F O    | 小 高 奈 皇 光 | 財 務 担 当                    | 外貨オンライン株式会社 取締役                       |
| 執 行 役 C T O    | 鳥 居 晋 太 郎 | 開 発 担 当                    | 重要な事実はございません                          |
| 執 行 役 C M O    | 松 井 雄 史   | 営 業 担 当                    | 重要な事実はございません                          |

### 2. 締結している責任限定契約の内容

当社定款において会社法第 426 条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であったものを含む。）の当会社に対する損害賠償請求を、法令が定める範囲で免除することができる旨を定めております。これにより、社外取締役である速水 浩二、藤田 隆久、大野 長八、宮城 治男、白井 敏夫と当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第 427 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 3. 取締役および執行役に対する報酬等

|               |    |             |
|---------------|----|-------------|
| 取締役（兼執行役2名含む） | 3名 | 19,455,000円 |
| 社外取締役         | 5名 | 16,200,000円 |
| 執行役           | 3名 | 25,801,000円 |

上記のほか、平成18年8月30日及び平成19年6月30日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとしての新株予約権782千円（報酬等としての額）を取締役8名に付与いたしました。

#### 4. 取締役および執行役が受ける報酬等の内容の決定に関する方針

取締役3名で構成される報酬委員会で各取締役・執行役の経験・知見等を勘案のうえ業務内容および期待される職務執行内容を基に決定し、取締役会に報告いたします。

#### 5. 社外役員に関する事項

| 区 分                       | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                             |
|---------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>(指名委員)<br>(報酬委員) | 速 水 浩 二 | 原則として四半期に2回開催される定例取締役会のほとんど全てに出席し、経営者としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。        |
| 取 締 役<br>(監査委員)           | 藤 田 隆 久 | 原則として四半期に2回開催される定例取締役会と監査委員会の全てに出席し、企業経営分野の専門的見地から必要に応じ意見を述べております。      |
| 取 締 役<br>(監査委員)           | 大 野 長 八 | 原則として四半期に2回開催される定例取締役会と監査委員会のほとんど全てに出席し、経営に関する豊富な経験から必要に応じ適宜意見を述べております。 |
| 取 締 役<br>(指名委員)<br>(報酬委員) | 宮 城 治 男 | 原則として四半期に2回開催される定例取締役会のほとんど全てに出席し、NPO法人の代表としての豊富な経験から必要に応じ発言を行っております。   |
| 取 締 役<br>(監査委員)           | 白 井 敏 夫 | 原則として四半期に2回開催される定例取締役会と監査委員会のほとんど全てに出席し、企業経営分野の専門的見地から必要に応じ意見を述べております。  |

## ・会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の状況

- (1) 名称 ビーエー東京監査法人
- (2) 住所 東京都港区赤坂7-3-37 フラースカナダ3F

### 2. 会計監査人に対する報酬等

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

11,000千円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

11,000千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はございません。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合のほか、当社監査委員会は、当該監査人が会社法第 340 条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた際は、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

## ・会社の体制および方針

### 1. 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

#### (1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項および当該取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会は、その職務執行を補佐するため、内部統制室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、この者は、監査委員の指示のもと、自ら、あるいは、関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うと共に、必要に応じて監査委員会を補佐して実査・往査を行う。

なお、監査委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、執行役等の指揮命令を受けないものとする。

#### (2) 執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役および使用人は、監査委員会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびコンプライアンス上重要な事項をすみやかに報告する。また、執行役および使用人は取締役会において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

#### (3) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会の過半数は独立社外取締役とし、対外透明性を担保する。また、監査委員会は、代表執行役、内部統制室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

### 2. 執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### (1) 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当執行役を任命し、当該執行役を内部統制室長として、内部統制室内のコンプライアンス責任者と協同して、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。これらの活動は定期的に取り締役会、執行役会および監査委員会に報告するものとする。

#### (2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に従い、執行役の職務執行に係る文書を文章または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。文書管理規程を改定する場合には、執行役会の稟議決裁を得るものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、品質、情報セキュリティ、環境、災害等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、事業の継続を確保するための体制の整備を行うものとし、コンプライアンス担当執行役は、コンプライアンス、内部監査、その他関連部門による活動を通じて、かかるリスク管理体制の整備・運用を横断的に推進する。

### (4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ガイアックスグループ全員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、当社の取締役会は、執行役の職務分掌を定め、各執行役が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を執行役に委譲している。各執行役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてグループ全体としての経営目標の達成に努める。業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して自らと指揮命令関係にない他の執行役の担当領域に影響を及ぼす場合には、当該執行役と協議のうえ、グループにとって最適な選択肢を追求することを原則とし、必要に応じて、双方の領域を管轄または担当する上位の執行役、若しくは執行役会の決定を仰ぐ。

執行役会は定期的に職務執行の効率性のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除、低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

代表執行役およびその他の執行役に委任された事項については、組織規程、業務分掌規程に定める機関または手続きにより必要な決定を行う。これらの規程は、職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。

### (5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制室は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を監査委員会および代表執行役に報告すると共に、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。グループ各社の会社間取引は、法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし適切に実施する。また、執行役は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これらの結果は定期的に取締役会に報告されることとする。

## 3. 株式会社の支配に関する基本方針

特記する事項はございません。

#### 4. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、配当原資確保のための収益力強化と継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。剰余金配当につきましては、経営基盤の安定と利益見通し等を勘案の上、当面は積極的な事業展開を遂行するための内部留保の充実に努め、企業価値の向上を図ることにより株主に応える方針であります。

## 連結貸借対照表

(平成19年12月31日現在)

| 資 産 の 部       |                     | 負 債 の 部        |                   |
|---------------|---------------------|----------------|-------------------|
| 科 目           | 金 額                 | 科 目            | 金 額               |
|               | 千円                  |                | 千円                |
| <b>【流動資産】</b> | <b>【 1,178,570】</b> | <b>【流動負債】</b>  | <b>【 631,616】</b> |
| 現金及び預金        | 759,439             | 支払手形及び買掛金      | 140,890           |
| 受取手形及び売掛金     | 346,584             | 短期借入金          | 20,000            |
| たな卸資産         | 29,163              | 一年内返済予定の長期借入金  | 91,056            |
| 繰延税金資産        | 28,601              | 一年内償還予定の社債     | 149,500           |
| その他           | 17,675              | 未払費用           | 76,780            |
| 貸倒引当金         | 2,894               | 預り金            | 46,520            |
| <b>【固定資産】</b> | <b>【 292,560】</b>   | 未払法人税等         | 11,931            |
| (有形固定資産)      | ( 47,264)           | その他            | 94,937            |
| 建物及び構築物       | 16,354              | <b>【固定負債】</b>  | <b>【 332,545】</b> |
| 工具器具及び備品      | 30,910              | 社 債            | 290,000           |
| (無形固定資産)      | ( 138,543)          | 長期借入金          | 42,545            |
| ソフトウェア        | 13,884              |                |                   |
| のれん           | 124,513             | 負債合計           | 964,161           |
| その他           | 145                 | 純 資 産 の 部      |                   |
| (投資その他の資産)    | ( 106,752)          | <b>【株主資本】</b>  | <b>【 499,247】</b> |
| 投資有価証券        | 8,524               | 資 本 金          | 738,975           |
| 敷金保証金         | 80,375              | 資本剰余金          | 561,042           |
| その他           | 22,462              | 利益剰余金          | 800,769           |
| 貸倒引当金         | 4,609               | <b>【新株予約権】</b> | <b>【 7,721】</b>   |
|               |                     | 純資産合計          | 506,969           |
| <b>資産合計</b>   | <b>1,471,131</b>    | 負債及び純資産合計      | 1,471,131         |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

( 自 平成19年 1月 1日 )  
( 至 平成19年12月31日 )

| 科 目                   | 金 額    |           |
|-----------------------|--------|-----------|
|                       | 千円     | 千円        |
| 売 上 高                 |        | 2,742,334 |
| 売 上 原 価               |        | 1,736,198 |
| 売 上 総 利 益             |        | 1,006,136 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 824,630   |
| 営 業 利 益               |        | 181,506   |
| 【営 業 外 収 益】           |        |           |
| 受 取 利 息               | 1,399  |           |
| 雑 収 入                 | 9,230  |           |
| 賃 貸 収 入               | 1,613  |           |
| そ の 他                 | 832    | 13,075    |
| 【営 業 外 費 用】           |        |           |
| 支 払 利 息               | 10,109 |           |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失   | 37,086 |           |
| そ の 他                 | 8,424  | 55,621    |
| 経 常 利 益               |        | 138,960   |
| 【特 別 利 益】             |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 14,056 | 14,056    |
| 【特 別 損 失】             |        |           |
| 賠 償 金                 | 32,625 |           |
| ゲ ー ム 事 業 撤 退 損 失     | 65,381 |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 23,061 |           |
| 移 転 費 用               | 5,910  |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 1,489  | 128,468   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |        | 24,549    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |        | 10,353    |
| 法 人 税 等 調 整 額         |        | 2,519     |
| 当 期 純 利 益             |        | 16,715    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成19年 1月 1日)  
(至 平成19年12月31日)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |         |         |         | 評価・換算<br>差額等<br>為替換算<br>調整勘定 | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-------------------------------|---------|---------|---------|---------|------------------------------|-------|---------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 株主資本合計  |                              |       |         |
| 平成18年12月31日残高                 | 738,975 | 561,042 | 820,013 | 480,004 | 9,282                        | 2,105 | 491,392 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |         |         |         |                              |       |         |
| 当 期 純 利 益                     |         |         | 16,715  | 16,715  |                              |       | 16,715  |
| 連結除外に伴う剰余金<br>増 加 高           |         |         | 2,528   | 2,528   |                              |       | 2,528   |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |         |         |         | 9,282                        | 5,615 | 3,666   |
| 連 結 会 計 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計  |         |         | 19,243  | 19,243  | 9,282                        | 5,615 | 15,576  |
| 平成19年12月31日残高                 | 738,975 | 561,042 | 800,769 | 499,247 | -                            | 7,721 | 506,969 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

< 連結注記表 >

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はございません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

|          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| 連結子会社の数  | 3社                                 |
| 連結子会社の名称 | (株)電縁<br>(株)GT-Agency<br>トゥギャザー(株) |

なお、GaiaX Korea Co.,Ltd.は平成19年6月において清算結了したため、連結の範囲から除外しておりますが、清算結了日までの損益取引及び資金取引は連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 0社

なお、当連結会計年度において持分法適用関連会社であるAPE Inc.は、Asia Pacific Online Service Co.,Incとの合併により持分法適用の関連会社より除いておりますが、合併までの損益は持分法を適用しております。

② 持分法を適用しない関連会社数 1社 (株)バイリンガルパートナーズ

同社については当期純損益及び利益剰余金等(持分に見合う額)に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり連結決算日と一致しております。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

( ) たな卸資産

仕掛品 個別法による原価法

( ) 有価証券

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

重要な減価償却資産の減価償却の方法

( ) 有形固定資産

(平成19年3月31日以前に取得したもの)

旧定率法によっております。

(平成19年4月1日以降に取得したもの)

定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～47年、工具器具及び備品 4～15年

( )無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分) 社内における利用可能期間に基づく定額法

ソフトウェア(市場販売目的) 残存有効期間(最長3年)に基づく定額法

繰延資産の処理方法

該当事項はありません。

重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

( )のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

( )消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

3. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する変更

(1) 会計処理の変更

(有形固定資産の減価償却の方法)

当連結会計年度より、法人税法の改正〔(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)〕に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

「敷金保証金」は、前連結会計年度末において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。なお、前連結会計年度末の「敷金保証金」の金額は75,552千円であります。

「未払費用」は、前連結会計年度末において流動負債の「その他」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度末において負債及び純資産の合計額の100分の5を超えたため区分掲記しました。なお、前連結会計年度末の「未払費用」の金額は61,385千円であります。

|                  |          |
|------------------|----------|
| 4. 連結貸借対照表に関する注記 |          |
| 有形固定資産の減価償却累計額   | 55,641千円 |
| 5. 連結損益計算書に関する注記 |          |
| ゲーム事業撤退損失の内訳     |          |
| ゲーム事業整理損失        | 6,937千円  |
| 子会社清算損失          | 7,172千円  |
| 持分法による投資損失       | 51,270千円 |
| 計                | 65,381千円 |

なお、持分法による投資損失は、オンラインゲーム事業を行っていた関連会社APE Inc.において、親会社との合併に伴う事業計画の見直しにより計上された減損損失等の持分相当額であります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末 | 増 加 | 減 少 | 当連結会計年度末 |
|-------|----------|-----|-----|----------|
| 普通株式  | 13,878株  | -株  | -株  | 13,878株  |

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はございません。

(3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

旧商法第280条ノ20及び同280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成14年8月28日開催の臨時株主総会の決議によるもの)

|                  |      |
|------------------|------|
| 新株予約権の数          | 148個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 148株 |
| 新株予約権の発行価額       | 無償   |

(平成15年4月1日開催の臨時株主総会の決議によるもの)

|                  |      |
|------------------|------|
| 新株予約権の数          | 10個  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 10株  |
| 新株予約権の発行価額       | 無償   |

(平成17年1月31日開催の臨時株主総会の決議によるもの)

|                  |      |
|------------------|------|
| 新株予約権の数          | 295個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 295株 |
| 新株予約権の発行価額       | 無償   |

(平成17年8月29日開催の定時株主総会の決議によるもの)

|                  |      |
|------------------|------|
| 新株予約権の数          | 309個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 309株 |
| 新株予約権の発行価額       | 無償   |

(注)権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

7. 1株当たり情報に関する注記

|            |            |
|------------|------------|
| 1株当たり純資産額  | 35,974円04銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 1,204円43銭  |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年2月27日

株式会社ガイアックス

取締役会 御中

ピーエー東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 原 伸 之 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 若 槻 明 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ガイアックスの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガイアックス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第10期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

### 1. 監査の方法の概要

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる連結計算書類につき検討致しました。

### 2. 監査の結果

会計監査人ピーエー東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年2月28日

株式会社ガイアックス 監査委員会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 監査委員長 | 藤 | 田 | 隆 | 久 | 印 |
| 監査委員  | 大 | 野 | 長 | 八 | 印 |
| 監査委員  | 白 | 井 | 敏 | 夫 | 印 |

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

# 貸借対照表

(平成19年12月31日現在)

| 資 産 の 部       |                   | 負 債 の 部          |                   |
|---------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 科 目           | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
|               | 千円                |                  | 千円                |
| <b>【流動資産】</b> | <b>【 677,130】</b> | <b>【流動負債】</b>    | <b>【 319,207】</b> |
| 現金及び預金        | 439,356           | 買掛金              | 33,792            |
| 受取手形          | 875               | 一年内返済長期借入金       | 44,136            |
| 売掛金           | 131,568           | 一年内償還予定社債        | 137,500           |
| たな卸資産         | 14,039            | 未払金              | 13,759            |
| 前払費用          | 5,875             | 未払費用             | 41,104            |
| 関係会社貸付金       | 42,847            | 未払法人税等           | 4,264             |
| 短期貸付金         | 790               | 未払消費税等           | 12,206            |
| 未収入金          | 5,431             | 前受金              | 12,790            |
| 繰延税金資産        | 27,396            | 預り金              | 19,653            |
| その他           | 9,429             | <b>【固定負債】</b>    | <b>【 276,500】</b> |
| 貸倒引当金         | 482               | 社債               | 270,000           |
| <b>【固定資産】</b> | <b>【 364,470】</b> | 長期借入金            | 6,500             |
| (有形固定資産)      | ( 35,815)         | <b>負債合計</b>      | <b>595,707</b>    |
| 建物            | 6,554             | <b>純資産の部</b>     |                   |
| 工具器具備品        | 29,260            | <b>【株主資本】</b>    | <b>【 438,171】</b> |
| (無形固定資産)      | ( 32,546)         | 資本金              | ( 738,975)        |
| ソフトウェア        | 13,346            | 資本剰余金            | ( 376,052)        |
| のれん           | 19,200            | 資本準備金            | 376,052           |
| (投資その他の資産)    | ( 296,108)        | 利益剰余金            | ( 676,856)        |
| 関係会社株式        | 109,021           | その他利益剰余金         | 676,856           |
| 投資有価証券        | 1,404             | 繰越利益剰余金          | 676,856           |
| 長期貸付金         | 3,659             | <b>【新株予約権】</b>   | <b>【 7,721】</b>   |
| 関係会社長期貸付金     | 148,023           | <b>純資産合計</b>     | <b>445,892</b>    |
| 長期前払費用        | 114               | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>1,041,600</b>  |
| 保証金           | 34,279            |                  |                   |
| 貸倒引当金         | 394               |                  |                   |
| <b>資産合計</b>   | <b>1,041,600</b>  |                  |                   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 自 平成19年 1月 1日 )  
( 至 平成19年12月31日 )

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
|                       | 千円      | 千円        |
| 売 上 高                 |         | 1,179,827 |
| 売 上 原 価               |         | 578,223   |
| 売 上 総 利 益             |         | 601,604   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 483,836   |
| 営 業 利 益               |         | 117,768   |
| <b>【営 業 外 収 益】</b>    |         |           |
| 受 取 利 息               | 6,719   |           |
| 経 営 管 理 料             | 10,400  |           |
| 雑 収 入                 | 10,705  |           |
| そ の 他                 | 21      | 27,846    |
| <b>【営 業 外 費 用】</b>    |         |           |
| 支 払 利 息               | 2,000   |           |
| 社 債 利 息               | 3,959   |           |
| 支 払 保 証 料             | 1,681   |           |
| そ の 他                 | 2,514   | 10,155    |
| 経 常 利 益               |         | 135,458   |
| <b>【特 別 利 益】</b>      |         |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益       | 623     | 623       |
| <b>【特 別 損 失】</b>      |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 18,991  |           |
| ゲ ー ム 事 業 撤 退 損 失     | 149,260 |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 1,489   |           |
| 賠 償 金                 | 32,625  | 202,366   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |         | 66,284    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |         | 2,685     |
| 法 人 税 等 調 整 額         |         | 2,534     |
| 当 期 純 損 失             |         | 66,434    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成19年 1月 1日)  
(至 平成19年12月31日)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |              |             |              |         | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-------------------------|---------|--------------|-------------|--------------|---------|-------|---------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金    |             | 利益剰余金        | 株主資本合計  |       |         |
|                         |         | 資 本<br>準 備 金 | 資本剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金 |         |       |         |
|                         |         |              |             | 繰越利益<br>剰余金  |         |       |         |
| 平成18年12月31日残高           | 738,975 | 376,052      | 376,052     | 610,421      | 504,606 | 2,105 | 506,712 |
| 事業年度中の変動額               |         |              |             |              |         |       |         |
| 当期純損失                   |         |              |             | 66,434       | 66,434  |       | 66,434  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |              |             |              |         | 5,615 | 5,615   |
| 事業年度中の変動額合計             |         |              |             | 66,434       | 66,434  | 5,615 | 60,819  |
| 平成19年12月31日残高           | 738,975 | 376,052      | 376,052     | 676,856      | 438,171 | 7,721 | 445,892 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

< 個別注記表 >

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はございません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法  
その他有価証券

時価のないもの 移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

(平成19年3月31日以前に取得したもの)

旧定率法によっております。

(平成19年4月1日以降に取得したもの)

定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年、工具器具及び備品 4～15年

無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分) 社内における利用可能期間に基づく定額法

ソフトウェア(市場販売目的) 残存有効期間(最長3年)に基づく定額法

のれん 5年間の定額法

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式

3. 会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却の方法)

当事業年度より、法人税法の改正〔(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)〕に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

|                                         |          |
|-----------------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                      | 44,464千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務                   |          |
| 区分掲記されたもの以外で関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。 |          |
| 関係会社に対する短期金銭債権                          | 25,166千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務                          | 3,786千円  |

#### 5. 損益計算書に関する注記

|                              |            |                  |
|------------------------------|------------|------------------|
| (1) 関係会社との取引高                | 営業取引高      | 177,938千円        |
|                              | 営業取引以外の取引高 | 20,743千円         |
| (2) ゲーム事業撤退損失の内訳は次のとおりであります。 |            |                  |
|                              | 事業整理損失     | 6,937千円          |
|                              | 子会社清算損失    | 35,565千円         |
|                              | 関係会社株式評価損  | <u>106,757千円</u> |
|                              | 計          | 149,260千円        |

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項  
該当事項はございません。

#### 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 税務上の繰越欠損金 | 209,454千円        |
| 貸倒損失      | 9,577千円          |
| 貸倒引当金     | 356千円            |
| 一括償却資産    | 1,131千円          |
| 減損損失      | 9,358千円          |
| 子会社株式評価損  | 56,050千円         |
| 有価証券評価損   | 10,172千円         |
| 投資有価証券評価損 | 46,326千円         |
| 売上加算調整額   | 6,103千円          |
| その他       | <u>4,345千円</u>   |
| 繰延税金資産小計  | 352,877千円        |
| 評価性引当額    | <u>325,481千円</u> |
| 繰延税金資産合計  | 27,396千円         |

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

|                                      |     |          |
|--------------------------------------|-----|----------|
| (1) リース物件の当事業年度の末日における<br>取得価額相当額    |     | 12,604千円 |
| (2) リース物件の当事業年度の末日における<br>減価償却累計額相当額 |     | 2,825千円  |
| (3) リース物件の当事業年度の末日における<br>未経過リース料相当額 | 1年内 | 2,458千円  |
|                                      | 1年超 | 7,452千円  |

9. 関連当事者との取引に関する注記

| 属性             | 会社等の<br>名称    | 議決権<br>等の所有<br>割合 | 関係内容                     |                        | 取引の<br>内容     | 取引<br>金額<br>(千円) | 科目     | 期末<br>残高<br>(千円) |
|----------------|---------------|-------------------|--------------------------|------------------------|---------------|------------------|--------|------------------|
|                |               |                   | 役員の<br>兼任等               | 事業上<br>の関係             |               |                  |        |                  |
| 子会社            | ㈱電縁           | 100%              | 兼任<br>1名                 | 開発委<br>託先              | 経営管理料<br>(注1) | 39,500           | 売掛金    | 6,300            |
|                |               |                   |                          |                        |               |                  | 未収入金   | 3,675            |
|                |               |                   |                          |                        |               |                  | 立替金    | 27               |
|                |               |                   |                          |                        | 開発委託(注1)      | 47,265           | 買掛金    | 2,677            |
|                |               |                   |                          |                        |               |                  | 仕掛品    | 4,250            |
|                |               |                   |                          |                        | 業務委託費(注1)     | 2,050            | -      | -                |
|                | 資金貸付<br>(注2)  |                   | 関係会社<br>貸付金              | 23,096                 |               |                  |        |                  |
|                |               |                   | 関係会社長<br>期貸付金            | 17,489                 |               |                  |        |                  |
|                | 受取利息(注2)      | 585               | -                        | -                      |               |                  |        |                  |
|                | トゥギャ<br>ザー(株) | 100%              | 兼任<br>1名                 | プロモ<br>ーション<br>委託<br>先 | 経営管理料<br>(注1) | 82,662           | 売掛金    | 6,798            |
|                |               |                   |                          |                        |               |                  | 未収入金   | 761              |
|                |               |                   |                          |                        |               |                  | 立替金    | 5,366            |
|                |               |                   |                          |                        | 業務委託等<br>(注1) | 3,157            | 買掛金    | 525              |
|                |               |                   |                          |                        |               |                  | 未払金    | 439              |
| 資金貸付<br>(注2)   |               |                   |                          |                        |               | 関係会社<br>貸付金      | 19,750 |                  |
|                | 関係会社長<br>期貸付金 | 130,534           |                          |                        |               |                  |        |                  |
| 受取利息(注2)       | 5,260         | -                 | -                        |                        |               |                  |        |                  |
| ㈱GT-<br>Agency | 100%          | -                 | 占いコ<br>ンテン<br>ツ制作<br>委託先 | 開発受託(注1)               | 6,030         | 売掛金              | 339    |                  |
|                |               |                   |                          |                        |               | 未収入金             | 840    |                  |
|                |               |                   |                          | 経営管理料(注1)              | 9,600         | 立替金              | 1,058  |                  |
|                |               |                   |                          |                        |               | 制作委託(注1)         | 1,320  | 買掛金              |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)取引価格については、当社サービスの市場価格・総原価から算定した価格及び子会社等から提示された総原価を検討の上、決定しております。

(注2)資金の貸付金利については、市場金利等を参考に決定しております。

|                      |            |
|----------------------|------------|
| 10. 1 株当たり情報に関する注記   |            |
| 1 株当たり純資産額           | 31,573円10銭 |
| 1 株当たり当期純損失          | 4,787円06銭  |
| 11. 重要な後発事象に関する注記    |            |
| 該当事項はございません。         |            |
| 12. 連結配当規制適用会社に関する注記 |            |
| 該当事項はございません。         |            |

独立監査人の監査報告書

平成20年 2月27日

株式会社ガイアックス

取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 原 伸 之 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 若 槻 明 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ガイアックスの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第10期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査致しました。その結果につき以下のとおり報告致します。

### 1. 監査の方法の概要

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、会社の内部統制室と連携し、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け又は聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。また取締役又は執行役の競業取引、取締役又は執行役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査方法の他、必要に応じて取締役又は執行役等から報告を求め、詳細に調査致しました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書につき検討致しました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ピーエー東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年2月28日

株式会社ガイアックス 監査委員会

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 監査委員長 | 藤 田 隆 久 | Ⓔ |
| 監査委員  | 大 野 長 八 | Ⓔ |
| 監査委員  | 白 井 敏 夫 | Ⓔ |

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

第1号議案 当社取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員に対しストックオプションとして新株予約権(1)を付与する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により当社取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員に対して、特に有利な条件で新株予約権(1)を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

### 1. 特に有利な条件で新株予約権(1)を発行する理由

当社取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるために、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

### 2. 新株予約権(1)の発行要領

#### (1) 新株予約権(1)の割当を受けるもの

当社の取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員

#### (2) 新株予約権(1)の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 650株を上限とする。ただし、以下の定めにより1個あたりの新株予約権(1)の行使により発行される株式の数が調整される場合には、当該調整後の1個あたりの新株予約権(1)の行使により発行される株式の数に(3)の新株予約権(1)の総数を乗じた数に調整される。

なお、当社第10回定時株主総会終了以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者に付与される1個あたりの新株予約権(1)の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権(1)を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める1個あたりの新株予約権(1)の行使により発行される株式の数の調整を行う。

#### (3) 新株予約権(1)の総数

650個を上限とする。(新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする)

(4) 新株予約権(1)と引換えに払い込む金銭

金銭の払い込みを要しない。

(5) 新株予約権(1)の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権(1)の行使に際して出資される1株あたりの財産の価額(以下「払込価額」という。)は、新株予約権(1)発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における名古屋証券取引所における当社普通株式取引終値の平均値に1.05を乗じた金額若しくは新株予約権(1)発行の日の前の営業日のうち取引が成立した最後の営業日の取引終値のどちらか高い金額とする。ただし、払込価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額での(i)新株の発行若しくは処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、および会社分割に伴うものを除く。)、または(ii)本(5)に定める払込価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。)の発行を行う場合(無償割当てによる場合を含む。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは当社の請求または一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得および取得原因の発生を通じて負担すべき金額として当社が決定する金額を意味する。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- (a) 「既発行株式数」とは、調整後の払込価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数および発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数（ただし当該調整事由によって新たに発行された普通株式数または潜在株式等の目的たる普通株式数は含まない。）から、同日における当社の保有する自己株式の数を控除した数を意味するものとする。
- (b) 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新規発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- (c) 当社が潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新規発行株式数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたりの払込価額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める払込価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める払込価額の調整を行う。

株主割当てまたは株式無償割当て以外の方法で普通株式または潜在株式等を発行する場合に、上記に基づき調整を行うか否かは当社の取締役会が決定するものとする。

(6) 新株予約権(1)を行使することができる期間

当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する新株予約権(1)発行日より2年を経過する日から、当該新株予約権(1)発行日より4年を経過する日まで

(7) 新株予約権(1)の行使の条件

権利行使については、権利行使の時点において、当社または当社の関係会社の取締役、執行役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位にあること。ただし、新株予約権(1)の発行日において、当社または当社の関係会社の取締役、執行役若しくは監査役に就任している若しくは新株予約権(1)の発行日以降において新たに当社または当社の関係会社の取締役、執行役若しくは監査役に就任した場合で、その任期満了の時まで在任した場合にも、権利行使できるものとする。なお、当社の取締役会若しくは取締役会の決議による委任を受けた当社執行役により個別の新株予約権(1)の行使条件につき別途決議若しくは決定した場合には、上記に拘らず当該決議が優先するものとする。

権利者の相続人は、新株予約権（１）を行使することができるものとする。

新株予約権（１）の質入は認めないものとする。

その他については、今後の株主総会および取締役会決議若しくは取締役会の決議による委任を受けた当社執行役による決定に基づき、当社の取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員との間で締結する契約に定めるものとする。

(8) 新株予約権（１）の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約が締結された場合、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権（１）について無償で取得することができる。

(9) 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2.（２）に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記 2.（６）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 2.（６）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- へ 新株予約権の行使の条件  
上記 2 . ( 7 ) に準じて決定する。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
上記 2 . ( 8 ) に準じて決定する。
- (10) 新株予約権 ( 1 ) の譲渡  
新株予約権 ( 1 ) の譲渡については取締役会の承認を要する。
- (11) 新株予約権 ( 1 ) の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
新株予約権 ( 1 ) の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権 ( 1 ) の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から 定める資本金の額を減じた額とする。
- (12) 新株予約権 ( 1 ) を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

### 3 . 新株予約権 ( 1 ) の募集事項の決定

会社法第 238 条第 1 項に定める募集事項の決定については、当社取締役会に委任する。

第 2 号議案 当社取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員に対しストックオプションとして新株予約権 ( 2 ) を付与する件

会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、以下の要領により当社取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員に対して、特に有利な条件で新株予約権 ( 2 ) を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

#### 1 . 特に有利な条件で新株予約権 ( 2 ) を発行する理由

当社取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるために、ストックオプションとして新株予約権 ( 2 ) を無償で発行するものであります。

## 2. 新株予約権(2)の発行要領

### (1) 新株予約権(2)の割当を受けるもの

当社の取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員

### (2) 新株予約権(2)の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 350 株を上限とする。ただし、以下の定めにより 1 個あたりの新株予約権(2)の行使により発行される株式の数が調整される場合には、当該調整後の 1 個あたりの新株予約権(2)の行使により発行される株式の数に(3)の新株予約権(2)の総数を乗じた数に調整される。

なお、当社第 10 回定時株主総会終了以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者に付与される 1 個あたりの新株予約権(2)の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権(2)を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める 1 個あたりの新株予約権(2)の行使により発行される株式の数の調整を行う。

### (3) 新株予約権(2)の総数

350 個を上限とする。(新株予約権(2) 1 個あたりの目的となる株式の数は 1 株とする。)

### (4) 新株予約権(2)と引換えに払い込む金銭

金銭の払い込みを要しない。

### (5) 新株予約権(2)の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権(2)の行使に際して出資される 1 株あたりの財産の価額(以下「払込価額」という。)は、新株予約権(2)発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における名古屋証券取引所における当社普通株式取引終値の平均値に 1.05 を乗じた金額若しくは新株予約権(2)発行の日の前の営業日のうち取引が成立した最後の営業日の取引終値のどちらか高い金額とする。ただし、払込価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額での(i)新株の発行若しくは処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、および会社分割に伴うものを除く。)、または(ii)本(5)に定める払込価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。)の発行を行う場合(無償割当てによる場合を含む。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求または一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得および取得原因の発生を通じて負担すべき金額として当社が決定する金額を意味する。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- (a) 「既発行株式数」とは、調整後の払込価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数および発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数(ただし当該調整事由によって新たに発行された普通株式数または潜在株式等の目的たる普通株式数は含まない。)から、同日における当社の保有する自己株式の数を控除した数を意味するものとする。
- (b) 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新規発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- (c) 当社が潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新規発行株式数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたりの払込価額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める払込価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める払込価額の調整を行う。

株主割当てまたは株式無償割当て以外の方法で普通株式または潜在株式等を発行する場合に、上記に基づき調整を行うか否かは当社の取締役会が決定するものとする。

(6) 新株予約権(2)を行使することができる期間

当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する新株予約権(2)発行日より3年を経過する日から、当該新株予約権(2)発行日より5年を経過する日まで

(7) 新株予約権(2)の行使の条件

権利行使については、権利行使の時点において、当社または当社の関係会社の取締役、執行役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位にあること。ただし、新株予約権(2)の発行日において、当社または当社の関係会社の取締役、執行役若しくは監査役に就任している若しくは新株予約権(2)の発行日以降において新たに当社または当社の関係会社の取締役、執行役若しくは監査役に就任した場合で、その任期満了の時まで在任した場合にも、権利行使できるものとする。なお、当社の取締役会若しくは取締役会の決議による委任を受けた当社執行役により個別の新株予約権(2)の行使条件につき別途決議若しくは決定した場合には、上記に拘らず当該決議が優先するものとする。

権利者の相続人は、新株予約権(2)を行使することができるものとする。

新株予約権(2)の質入は認めないものとする。

その他については、今後の株主総会および取締役会決議若しくは取締役会の決議による委任を受けた当社執行役による決定に基づき、当社の取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員との間で締結する契約に定めるものとする。

(8) 新株予約権(2)の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約が締結された場合、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権(2)について無償で取得することができる。

## (9) 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

### ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.(2)に準じて決定する。

### ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

### ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記2.(6)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記2.(6)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

### ヘ 新株予約権の行使の条件

上記2.(7)に準じて決定する。

### ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

### チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記2.(8)に準じて決定する。

(10) 新株予約権(2)の譲渡

新株予約権(2)の譲渡については取締役会の承認を要する。

(11) 新株予約権(2)の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権(2)の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権(2)の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める資本金の額を減じた額とする。

(12) 新株予約権(2)を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

3. 新株予約権(2)の募集事項の決定

会社法第238条第1項に定める募集事項の決定については、当社取締役会に委任する。

第3号議案 資本金の額および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件  
柔軟性および機動性を確保すること等を目的として会社法第447条第1項および第448条第1項の規定に基づき、資本金の額および資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

減少する資本金、資本準備金の額および減少がその効力を生ずる日は次のとおりであります。

1. 減少する資本金および資本準備金の額

|       |              |
|-------|--------------|
| 資本金   | 300,803,507円 |
| 資本準備金 | 376,052,808円 |

2. 資本金および資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成20年4月9日

会社法第452条の規定に基づき、上記振り替え後のその他資本剰余金で繰越利益剰余金を欠損填補したいと存じます。

1. 増加する剰余金の項目およびその額

|         |              |
|---------|--------------|
| 繰越利益剰余金 | 676,856,315円 |
|---------|--------------|

2. 減少する剰余金の項目およびその額

|          |              |
|----------|--------------|
| その他資本剰余金 | 676,856,315円 |
|----------|--------------|

第4号議案 取締役7名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役8名全員は任期満了となります。つきましては、以下取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位および担当、他の法人等の代表状況                                                                                      | 所有株式数  |
|-------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1     | 上田 祐司<br>(昭和49年9月12日生)         | 平成11年3月 (有)ガイアックス設立、代表取締役就任<br>平成11年5月 (株)ガイアックスに組織変更、代表取締役就任<br>平成18年8月 当社取締役就任(現任)<br>当社代表執行役CEO就任(現任)         | 1,823株 |
| 2     | 中島 裕<br>(昭和53年9月9日生)           | 平成14年4月 日本電気(株)入社<br>平成17年8月 当社代表取締役副社長就任<br>平成18年8月 当社取締役就任(現任)<br>当社代表執行役COO就任(現任)                             | 188株   |
| 3     | 速水 浩二<br>(昭和42年1月9日生)<br>( )   | 平成5年12月 (株)翔泳社(現SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ(株))入社<br>平成7年6月 同社代表取締役社長就任(現任)<br>平成12年3月 当社取締役就任(現任)                 | 30株    |
| 4     | 藤田 隆久<br>(昭和48年2月22日生)<br>( )  | 平成12年8月 サイビッシュグループ代表就任(現任)<br>平成16年6月 (株)OMG取締役就任(現任)<br>平成18年4月 エキスパート・リンク(株)代表取締役就任(現任)<br>平成19年3月 当社取締役就任(現任) |        |
| 5     | 大野 長八<br>(昭和23年12月27日生)<br>( ) | 平成12年4月 大野アソシエーツ設立代表(現任)<br>平成17年1月 当社監査役就任<br>平成18年8月 当社取締役就任(現任)<br>平成19年6月 (株)エフアンドエム監査役就任(現任)                | 22株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位および担当、他の法人等の代表状況                                                                                                                                                    | 所有株式数 |
|-------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 6     | 宮城治男<br>(昭和47年6月19日生)<br>( )  | 平成5年4月 「学生アントレプレナー連<br>絡会議(ETIC)」創設<br>平成12年3月 ETIC.代表理事就任<br>平成17年8月 当社取締役就任(現任)                                                                                              |       |
| 7     | 白井敏夫<br>(昭和13年10月22日生)<br>( ) | 平成8年6月 大和証券(株)常務取締役就任<br>平成11年4月 大和証券(株)監査役就任<br>平成13年6月 エヌ・アイ・エフベンチャー<br>ーズ(株)(現エヌ・アイ・エ<br>フSMBCベンチャーーズ(株))監<br>査役就任<br>平成19年3月 当社取締役就任(現任)<br>平成19年6月 (株)ンスウェーブ監査役就任<br>(現任) |       |

(注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. ( )は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由

速水浩二氏は、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社代表取締役社長であり、経営経験が豊富であるとともにIT分野全般に関する豊富な経験と幅広い知識を当社の事業強化に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

大野長八氏は、株式会社ベンチャー・リンクの元取締役であり、経営に関する豊富な見識を有していることから社外取締役の選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年7ヶ月となります。

宮城治男氏は、NPO法人ETIC.の代表理事であり、コミュニティの意義や在り方について深い見識を有していることから社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年7ヶ月となります。

藤田隆久および白井敏夫両氏は、企業経営分野の造詣が深く幅広い知識と高い見識を持ち、過去および現在の活動状況、兼務状況に照らして当社の業務執行者から独立した立場を有していることから社外取締役の選任をお願いするものであります。なお、両氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

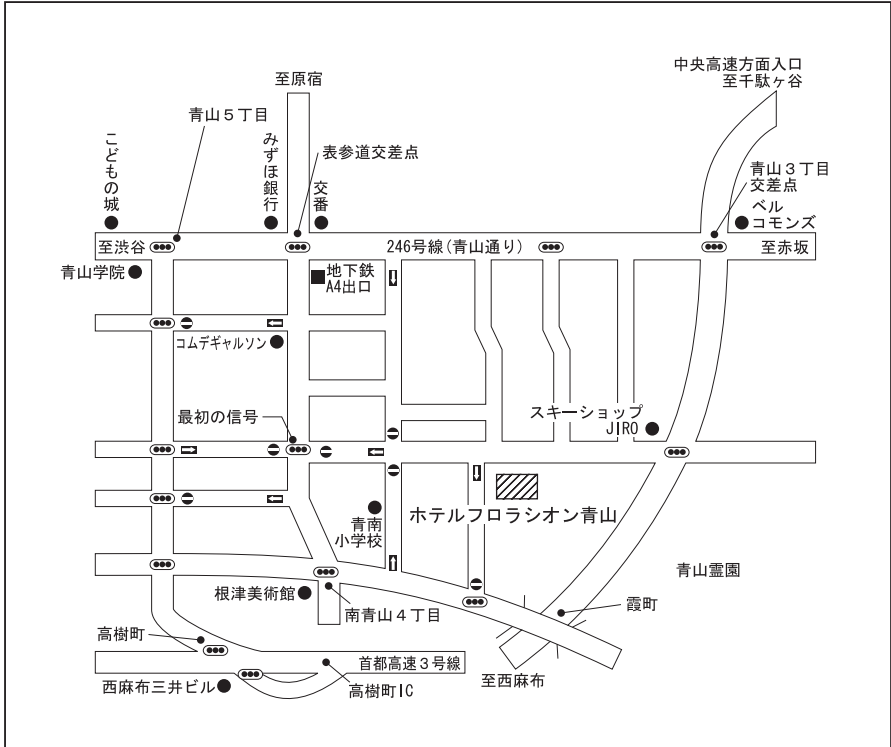
4. 社外取締役との責任限定契約について

各候補者と当社間で責任限定契約を締結しておりますが、当該責任限定契約の詳細は8ページに記載のとおりであります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区南青山四丁目17番58号  
ホテルフロラシオン青山 2F「芙蓉東」  
電話 03-3403-1541



## 交通のご案内

地下鉄・銀座線 / 千代田線 / 半蔵門線・表参道駅下車 徒歩5分  
(A4出口から左方向へ3分、最初の信号を左折してから徒歩2分)